資料 3-2

熊本市上下水道事業震災復旧復興計画
（案）

熊本市上下水道局

目　次

（本編）

第１章　はじめに
第２章　基本方針
～強靱で安全・安心な上下水道の構築～
第３章　被害状況と復旧
第４章　復興（ビルド・バック・ベター）
第５章　災害対応の検証と強化
第６章　計画の推進
終　章　持続可能な上下水道を未来へ

第１章　はじめに

１　令和８年熊本地震の被害と対応

令和８年７月28日に発生した令和８年熊本地震では、熊本県内で最大震度７、熊本市でも南区で最大震度６強を観測し、市民生活や地域経済に大きな影響が生じました。

水道では、南区の城南町及び富合町の一部で断水が発生したほか、北区、西区及び中央区の一部で濁水が確認されました。上下水道局では、発災直後から被害状況の把握や施設・管路の応急復旧、応急給水に取り組み、断水及び濁水は８月３日に解消しました。

一方、下水道では、東区にある東部浄化センターの設備などに被害が生じましたが、一部の処理系列の運転停止後も、残る系列の運転を継続するとともに、応急対応を行うことで、必要な処理機能を維持しました。このため、下水道の使用制限などによる市民生活への影響は発生しませんでした。

また、他都市、関係団体及び民間事業者からの支援を受け、応急給水や被害調査、応急復旧を進めることができました。

２　平成28年熊本地震からの10年間の備え

平成28年熊本地震では、約32万６千戸が断水し、上下水道施設にも甚大な被害が生じました。この経験を踏まえ、上下水道局では、平成29年６月に「熊本市上下水道事業震災復旧復興計画」を策定し、「安心・強靭・持続可能な上下水道の構築」を基本方針として、被災施設の復旧と復興を進めてきました。

また、上下水道施設・管路の耐震化や更新を着実に進めるとともに、施設の機能強化や応急給水設備の整備にも取り組んできました。

あわせて、業務継続計画（以下「上下水道BCP」という。）の見直し、災害対応訓練の実施、災害対応に必要な知識・技術の継承、関係団体及び民間事業者との連携強化に取り組み、災害時の対応力の向上を図ってきました。

こうした10年間の備えが、今回の地震による被害の軽減と早期復旧につながりました。

第２章　基本方針

～強靭で安全・安心な上下水道の構築～

１　計画策定の趣旨

「熊本市上下水道事業震災復旧復興計画」（以下「本計画」という。）は、令和８年熊本地震で被災した上下水道施設の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるために策定します。

復旧・復興に当たっては、被災した施設・管路を元の状態に戻すだけではなく、「ビルド・バック・ベター（より良い復興）」の考え方を取り入れ、震災前より安全で強靭な上下水道システムを構築します。

また、今回の災害対応を検証し、明らかになった課題を今後の取組に反映することで、将来の大規模災害への対応力を高め、市民の命と暮らしを支える強靭で持続可能な上下水道事業の実現を目指します。

２　計画の位置付け

本計画は、「熊本市第８次総合計画」及び「熊本市地域防災計画」と整合を図りつつ、「熊本市震災復興計画」における取組を具体化する上下水道事業の個別計画です。

熊本市震災復興計画に掲げる基本理念の一つである「より強靭で安全・安心なまちづくり」を踏まえ、本計画の基本方針を「強靭で安全・安心な上下水道の構築」とします。

本計画に位置付けた取組は、「熊本市上下水道事業経営戦略」に反映します。

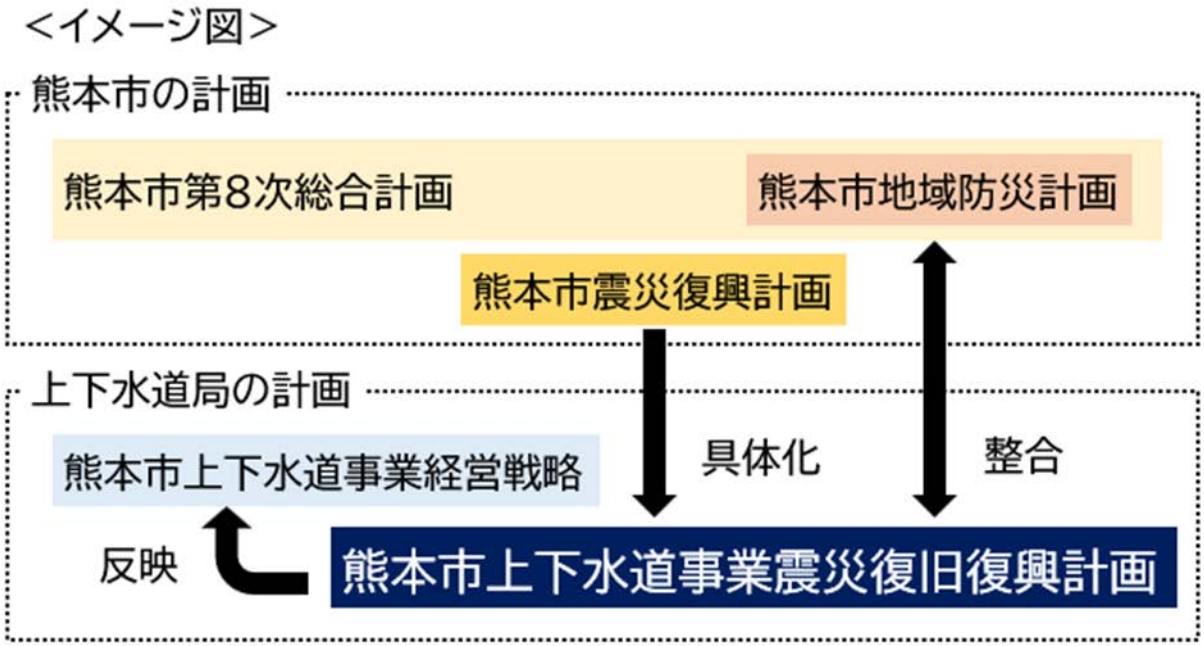

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 9 年度までとし、被災した施設・管路の復旧など、緊急性の高い取組を優先的に実施します。

なお、令和 10 年度以降も継続する復旧工事や取組については、令和 9 年度に見直す「熊本市上下水道事業経営戦略」や関連する各種計画に位置付け、計画的に実施します。

4 計画の構成

本計画では、今後の取組を「復旧」「復興」「災害対応の検証と強化」の 3 つの視点から整理します。

「復旧」では、被災した施設・管路の早期復旧を進めます。

「復興」では、施設・管路の耐震化や災害時の代替機能の確保による上下水道システム全体の強靭化を進めます。

「災害対応の検証と強化」では、今回の災害対応を検証し、明らかになった課題を今後の取組に反映することで、災害対応力の向上を図ります。

第３章　被害状況と復旧

本章では、上下水道施設・管路の被害状況(※1)とこれまでの応急対応を整理したうえで、本復旧に向けた取組を示します。

1　水道・工業用水道施設の被害状況

（1）施設の被害

水道施設では、市内 9 施設において、ポンプなどの機器を支える架台の傾き、管と管をつなぐ継手部分からの漏水、配水池の損傷など、計 11 か所の被害を確認しました。

また、地震の揺れにより、地下水をくみ上げる取水井戸 101 本のうち 24 本で水の濁りが確認され、一部の地域で濁水が発生しました。

被災した水道施設	9 施設、11 か所



▲舞原水源地における取水井戸の濁水



▲亀井水源地における取水ポンプからの漏水

（2）管路の被害

水道管路では、中央区、東区、南区などで水道本管 39 か所、水道本管から分岐して家庭などへ水を送る給水管 258 か所で被害を確認しました。水道本管では、管や継手部分の破損、空気弁などの付属設備からの漏水などが発生しました。

これらの管路の被害などにより、南区の城南町及び富合町の一部で断水が発生しました。

一方、地震による管の抜けを防ぐ耐震継手(※2)を有する管路では被害が確認されず、これまで進めてきた管路の耐震化が被害の軽減に効果を発揮しました。

工業用水道管路では、導水管 1 か所で漏水が発生しました。

被災した水道・工業用水道管路	298 か所

※1 本章に記載する被害状況は、令和 8 年 11 月 2 日時点のものです。
※2 耐震継手…地震による地盤の動きに合わせて伸縮・屈曲し、管が抜けることを防ぐ継手。



▲空気弁からの漏水



▲添架部損傷による漏水

2 水道・工業用水道施設の復旧

（1）取組の方針

応急対応を行った施設・管路の本復旧を進めるとともに、復旧に合わせて健全性の確保と耐震性の向上を図り、水道及び工業用水道の安定した供給体制を確保します。

（2）施設の復旧

発災後、取水・送水・配水施設を点検し、濁水が発生した取水井の排水作業や設備の応急復旧を行いました。

あわせて、配水区域間で水を融通するなど、被害状況に応じて水の流れや配水量を調整し、必要な供給機能の維持に努めました。

今後は、応急対応を行った施設を含む 11 か所について本復旧を進め、令和 10 年度末までの完了を目指します。

（3）管路の復旧

管路については、漏水修理などの応急対応を行い、必要な機能を確保しました。

今後は、水道本管 39 か所の本復旧を進め、令和 8 年度末までの完了を目指します。

【成果指標】 各年度の数値は、本復旧が必要な施設・管路について、当該年度末までに本復旧を完了した累計を示します。

成果指標	単位	R8	R9（※）
被災した水道施設の本復旧完了か所数	か所	6	11
被災した水道管路の本復旧完了か所数	か所	39	―

※一部施設については、令和 10 年度末まで。

3 下水道施設・管路の被害状況

（1）施設の被害

本市が管理する浄化センター5 施設全てと、中継ポンプ場 37 施設のうち 1 施設で、機械設備や配管設備を中心に、計 38 か所の被害を確認しました。

特に東部浄化センターでは、地震の揺れにより設備などが破損し、一部の処理系列が運転を停止しました。

被災した下水道施設	6 施設、38 か所



▲浄化センター内配管からの漏水



▲汚泥かき寄せ機の脱落

（2）管路の被害状況

下水道管路では、東区及び南区を中心にマンホールの隆起やずれ、管路の破損などの被害が確認されました。特に富合地区では、管路の破損に起因する道路陥没も発生しました。

被災した下水道管路延長	約 0.2km
道路陥没・路面沈下	16 か所



▲下水道管の被災により発生した道路陥没



▲地震により破損した管路

4　下水道施設・管路の復旧

（1）取組の方針

応急対応を行った施設・管路の本復旧を進めるとともに、復旧に合わせて健全性の確保と耐震性の向上を図り、安定した下水処理機能を確保します。

（2）施設の復旧

発災後、浄化センターやポンプ場の緊急点検及び応急復旧を行い、必要な下水処理機能を確保しました。38 か所の被害のうち、31 か所は応急対応などにより機能を回復しました。残る 7 か所については、本復旧を進め、令和 9 年度末までの完了を目指します。

（3）管路の復旧

管路については、避難所などの重要な施設につながる管路や緊急輸送道路下の管路(※1)を優先して点検し、その後、市が管理する全ての管路を調査しました。

管路の破損により下水が流れにくくなった場所では、下水の吸引や仮設管の設置などの応急対応を行い、下水道機能を確保しました。

今後は、本復旧が必要な約 0.2km について工事を進め、令和 9 年度末までの完了を目指します。

【成果指標】 各年度の数値は、本復旧が必要な施設・管路について、当該年度末までに本復旧を完了した累計を示します。

成果指標	単位	R8	R9
被災した下水道施設の本復旧完了か所数	か所	5	7
被災した下水道管路の本復旧完了延長	km	0	約 0.2

※1 緊急輸送道路…緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

第４章　復興（ビルド・バック・ベター）

本章では、今回の被害から得られた教訓を踏まえ、将来の大規模災害に備え、施設・管路の耐震化や断水及び濁水対策等の機能強化など、上下水道システムを震災前より安全で強靭なものとする取組を示します。

1　災害に強い水道施設・管路の整備　（地震対策、老朽化対策）

大規模災害が発生した場合にも、安定的に水道を供給できるよう、基幹管路(※1)や重要給水施設管路(※2)の耐震化を重点的に進めます。

また、老朽化した施設・管路を点検調査し、計画的に更新することで、健全性を確保し、災害に強い水道システムを構築します。

【具体的な取組】

- 基幹管路及び重要給水施設管路の更新・耐震化
- 老朽化した施設・管路の計画的な更新

【成果指標】 基準値は、熊本市上下水道事業経営戦略における基準年度である令和５年度の実績値。

成果指標	単位	基準値（R5）	R8	R9
耐震適合性のある基幹管路の割合(※3)	%	80.7	82.3	83.2
水道管路の耐震管率(※4)	%	32.0	32.9	33.3



▲基幹管路の更新・耐震化工事



▲老朽管の更新・耐震化工事

※1 基幹管路…導水管、送水管、配水本管（給水分岐のない配水管）の総称。本市ではおおむね口径 350mm 以上。
※2 重要給水施設管路…避難所などの重要施設につながる管路。
※3 耐震適合性のある基幹管路…耐震管又は地盤条件から耐震性能を有すると評価された基幹管路。
※4 水道管路の耐震管率…全ての水道管路の延長に対する耐震管の延長の割合。

2　水道のバックアップ機能の強化（断水・濁水対策等）

災害時における断水及び濁水等の影響を抑えるため、水融通管(※1)や補給管(※2)の整備を進め、複数の経路から水を供給できるバックアップ機能を強化することで、災害における市民の水需要に対応し、安定した水の供給を行います。

また、非常用発電設備、監視・通信設備などの整備・更新を進め、停電や通信障害が発生した場合にも、必要な水道機能を維持できる体制を整えます。

あわせて、災害対策用貯水施設の適切な維持管理や給水拠点の機能強化を進め、災害時の応急給水に必要な水を確保します。

【具体的な取組】

- 水融通管及び補給管の整備
- 非常用発電設備の整備・更新
- 災害対策用貯水施設の適切な維持管理
- 給水拠点機能の維持・強化

【成果指標】 基準値は、熊本市上下水道事業経営戦略における基準年度である令和 5 年度の実績値。

成果指標	単位	基準値（R5）	R8	R9
水運用機能強化のための新設管路延長（水融通管及び補給管）	km	112.8	123.8	128.5

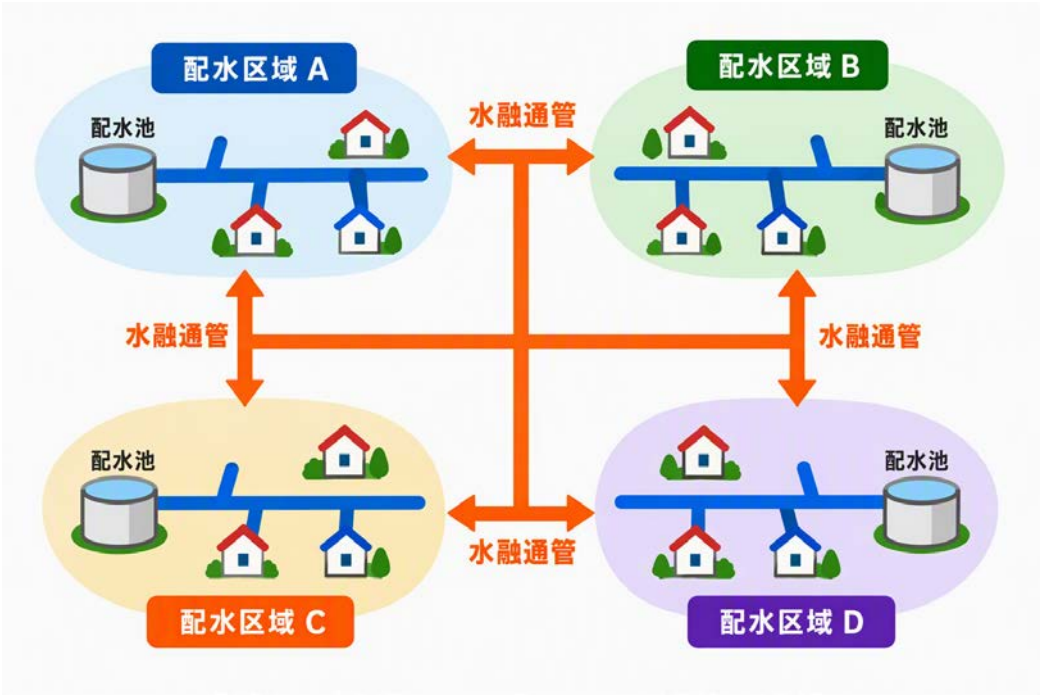

▲断水や濁水が発生した際の水融通管や補給管によるバックアップのイメージ図 （生成 AI により作成）

※1 水融通管…異なる配水区域をつなぎ、災害時などに区域間で水を相互に送り合うための管路。
※2 補給管…水量が不足する配水区域に、他の配水区域などから水を補給するための管路。

3 災害に強い下水道施設・管路の整備 （地震対策、老朽化対策）

大規模災害が発生した場合にも、必要な下水処理機能を維持できるよう、避難所などの重要施設につながる管路をはじめ、下水道施設・管路の耐震化を重点的に進めます。

また、老朽化した施設・管路を点検調査し、計画的に更新することで、健全性を確保し、災害に強い下水道システムを構築します。

【具体的な取組】

- 避難所などの重要施設につながる管路の耐震化
- 浄化センター及びポンプ場の耐震化
- 老朽化した施設・管路の計画的な更新

【成果指標】 基準値は、熊本市上下水道事業経営戦略における基準年度である令和 5 年度の実績値。

成果指標	単位	基準値（R5）	R8	R9
下水道管路の耐震化率（※1）	%	43.7	45.4	46.0



▲ポンプ場の耐震補強工事

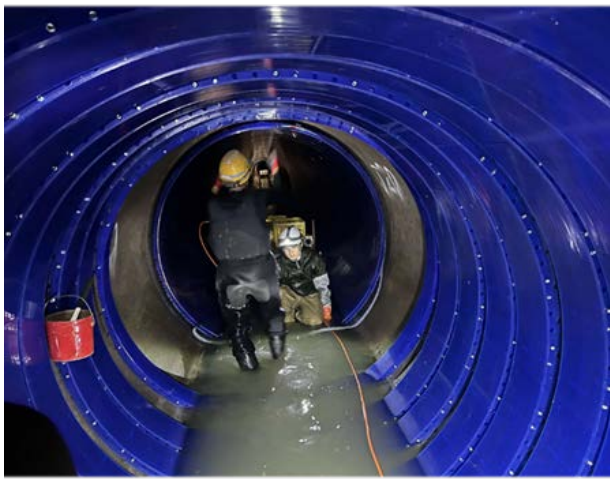

▲下水道管路の耐震化工事

※1 下水道管路の耐震化率…全ての下水道管路の延長に対する耐震化した管路延長の割合。

4　下水処理機能と避難所のトイレ機能の確保 （応急復旧・生活環境対策等）

災害時における下水道の使用制限などによる市民生活への影響を抑え、早期復旧につなげるため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに、仮設ポンプや可搬式発電機などの適切な維持管理に努めます。

また、非常用発電設備の整備・更新を進め、停電時にも必要な下水処理機能を維持します。

あわせて、マンホールトイレを整備し、災害時のトイレ機能を確保することで、避難所の生活環境の改善を図ります。

【具体的な取組】

- 応急復旧用資機材の配備・備蓄
- 仮設ポンプ及び可搬式発電機の維持管理
- 非常用発電設備の整備・更新
- マンホールトイレの整備

【成果指標】 基準値は、熊本市上下水道事業経営戦略における基準年度である令和 5 年度の実績値。

成果指標	単位	基準値（R5）	R8	R9
マンホールトイレの整備基数	基	390	540	590



▲可搬式発電機による応急対応



▲マンホールトイレの設置研修

第５章　災害対応の検証と強化

今回の災害対応について、水道・下水道各部門での振り返りや職員アンケート及び関係機関へのヒアリングを行い、これまでの備えの効果と今回明らかになった課題を整理しました。

本章では、その結果を踏まえ、災害対応力の強化に向けた今後の取組を示します。

１　断水・濁水と応急給水

（１）断水・濁水の発生状況

令和８年熊本地震では、南区の城南町及び富合町の一部で断水、川尻地区で水圧低下、北区、西区及び中央区の一部で濁水が発生しました。

断水や濁水により、市民の飲料水や生活用水の確保に支障が生じたほか、保育・教育施設や福祉施設などでは、給食の提供や施設の運営に影響が生じました。

内容	最大確認戸数	主な対象地域	解消日
断水	約 9,000 戸	城南町・富合町の一部	８月３日
水圧低下	約 12,000 戸	川尻地区	７月 31 日
濁水	約 61,000 戸	北区・西区・中央区の一部	８月３日

（２）応急給水の実施状況

避難所の開設や断水・濁水の発生を受け、避難所を中心に応急給水を行いました。

南区では火の君文化センターをはじめ 11 か所、西区では花園小学校、北区では北部中学校をはじめ６か所に給水所を開設し、市内全域では最大 18 か所となりました。

給水所では、平成 28 年熊本地震の経験を踏まえ、貯水機能付給水管を活用するとともに、給水車を各給水所への補給などに有効活用し、地域、施設管理者、他都市及び関係団体と連携して給水活動を行いました。

断水・濁水の解消や避難所の閉鎖により、応急給水活動を順次縮小し、８月５日に終了しました。

【活動実績】

- 実施期間：７月 28 日から８月５日まで（９日間）
- 給水量：370m³
- 利用者数：約 30,800 人（※1）
- 最大給水所数：18 か所
- 支援団体：９団体

※1 一人当たり 12L として換算

2 災害対応の検証

平成 28 年熊本地震の経験を踏まえて実施してきた訓練や関係機関との連携は、発災後の応急復旧や貯水機能付給水管を活用した応急給水などを円滑に進めるうえで有効に機能しました。

また、上下水道 BCP に基づいて初動対応や応援要請を行ったことで、他都市や関係団体から、応急給水、被害調査及び応急復旧に必要な支援を受けることができました。

さらに、国や県から技術的な助言や支援調整を受けるとともに、災害協定を締結している民間事業者から、資機材の確保や応急復旧などの協力を得ることができました。

災害対応の現場では、平成 28 年熊本地震を経験した職員の知識や判断が、発災直後の初動対応や応急給水活動、対応の優先順位の決定など、多くの場面で生かされました。また、職員間の連携や関係機関との役割分担により、限られた人員の中でも対応を継続することができました。

一方、応急給水では、給水所の運営手順や役割分担が十分に共有されておらず、貯水機能付給水管の操作時に一時的な濁りが生じました。

また、市民や施設からは、飲料水に加え、調理、清掃、トイレなどに使用する水を求める声も寄せられ、飲用を制限したうえで生活用水として通水する場合の対応を含め、用途や必要水量を踏まえた給水体制に課題が残りました。

このほか、被害・復旧状況の一元的な把握、市民への迅速で分かりやすい情報発信、他都市などからの支援を円滑に受け入れる体制についても、改善すべき課題が明らかになりました。

今後は、今回明らかになった課題に関する手順や役割分担を明確にし、職員がそれぞれの役割を理解して、状況に応じて行動できる組織体制を整えるとともに、地域と連携した災害対応力の向上を図る必要があります。



▲上下水道 BCP 図上訓練の様子



▲応急給水の様子

3 災害対応を通じて明らかになった課題と今後の取組

（1）応急給水体制の強化

断水や濁水の発生を受け、避難所に整備している貯水機能付給水管を活用した給水所を開設するとともに、給水車による応急給水を行いました。また、他都市や関係団体からの支援を受け、応急給水体制を確保しました。

貯水機能付給水管を活用したことで、限られた職員を必要な業務に配置しつつ、給水車を各給水所への補給などに有効活用することができました。

一方、給水所の開設・運営に当たっては、貯水機能付給水管の操作に伴って一時的に水の濁りが発生したほか、設備の操作手順や関係者の役割分担などに課題がありました。

また、保育・教育施設や福祉施設などでは、給食の提供や施設の運営に支障が生じ、飲料水や調理用水に加え、清掃やトイレなどに使用する生活用水も必要となりました。

こうした状況を受け、給水所での給水に加え、施設からの要請にも対応しました。しかし、限られた人員や給水車を効果的に活用するためには、施設ごとの状況、用途及び必要水量を把握し、給水の優先順位や方法を判断する仕組みが必要です。

さらに、一部の地域では、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」（※1）を踏まえ、トイレなどに使用する生活用水を確保するため、飲用できないことを周知したうえで通水を行いました。こうした対応により生活用水を確保しましたが、実施に当たっての判断や市民への伝え方に課題が残りました。

このため、貯水機能付給水管の操作手順や関係者の役割分担を整理するとともに、施設ごとの用途及び必要水量を踏まえた給水体制を構築します。

また、市民生活を支えるため、飲用を制限したうえで生活用水として通水する場合の判断・対応方針及び市民への周知方法を整理します。

【具体的な取組】

- 給水所の開設・運営・閉鎖に係る手順及び役割分担の整理
- 避難所運営委員会などを対象とした貯水機能付給水管の操作研修の実施
- 飲用を制限して生活用水として通水する場合の判断・対応方針及び市民への周知方法の整理

※1 公益社団法人日本水道協会『地震等緊急時対応の手引き』（令和 7 年 3 月 31 日改訂）第 5 章「広報」2「災害発生時の広報」2-1（4）「主な広報内容」②「応急復旧についての広報」参照。

（2）マンホールトイレの運用体制の強化

マンホールトイレについては、今回は使用する状況に至りませんでしたが、関係者との意見交換などを通じて、災害時の運用に関する課題が明らかになりました。

マンホールトイレを円滑に設営し、速やかに使用するためには、設営から使用、清掃までの手順と関係者の役割分担をあらかじめ整理しておく必要があります。

また、マンホールトイレの使用には、汚物を流すための用水が必要です。特に、プールがない学校では、給水車や貯水タンクの活用など、施設の状況に応じた用水の確保方法を定めておく必要があります。

このため、関係部局や避難所運営委員会などと連携し、施設ごとの状況を踏まえた運用方法を整理するとともに、研修を通じて災害時の実効性を高めます。

【具体的な取組】

- マンホールトイレの設営・運用手順及び関係者の役割分担の整理
- 学校ごとの状況に応じた用水確保方法の整理
- 避難所運営委員会などを対象とした設営・運用研修の実施

（3）情報の収集・共有・発信体制の強化

発災直後から多くの漏水情報や問い合わせが寄せられる中、現場で被害確認や応急対応を行いながら、被害や復旧に関する情報を収集・集約し、局内で共有するとともに、市民へ発信しました。

一方、複数の情報共有手段や異なる報告様式が使用されたため、最新情報の確認や局全体の状況把握が難しい場面がありました。

市民への情報発信では、ホームページへのアクセス集中により閲覧しにくい状況が生じました。

このため、被害や復旧に関する情報を一元的に集約・共有する体制を整えるとともに、市民が必要とする情報を、分かりやすく確実に届ける情報発信体制を構築します。

あわせて、飲料水の備蓄など、家庭や地域で平時から取り組むことができる備えを周知し、市民、地域及び行政がそれぞれの役割を果たしながら災害に備えることの重要性を伝えます。

【具体的な取組】

- 被害・復旧情報を一元的に収集・集約・共有する仕組みの構築
- ホームページや市公式 SNS の活用及び報道機関の協力を得た多様な情報伝達手段の確保
- ホームページへのアクセス集中時にも安定して閲覧できる環境の確保
- 断水区域、給水所及び復旧状況の地図などによる分かりやすい発信

（4）受援体制の強化

他都市や関係団体からの支援により、応急給水、被害調査及び応急復旧を進めることができました。

一方、支援団体が円滑に活動するためには、活動場所、資機材、人員配置、連絡調整体制などの受入環境を事前に整理しておく必要があります。

また、被災現場の状況や支援活動の進捗を関係者間で共有し、状況に応じて活動内容や人員配置を調整できる体制の整備が必要です。

このため、支援の受入れに必要な体制や手順を整理するとともに、現場の状況を踏まえて応援要請や人員配置を調整できる受援体制を構築します。

【具体的な取組】

- 支援の受入れに必要な活動場所、資機材及び人員配置などの事前整理
- 応援要請から受入れ、業務の割当てまでの手順及び連絡調整体制の明確化
- 被災現場の状況及び支援活動の進捗に関する情報共有

（5）市内の災害対応と被災自治体への支援の両立

本市は、今回の地震において、自らも被災する中、市内の災害対応に必要な人員を確保しながら、県南地域の被災自治体に職員を派遣しました。

派遣先では、水道の応急復旧、下水道管路の調査及び応急給水活動の統括・調整などに取り組みました。

職員の交代体制を整え、関係団体と役割を分担して対応しましたが、限られた人員で市内の災害対応と被災自治体への支援を同時に継続する難しさも明らかになりました。

このため、市内の災害対応を確実に継続しながら、被災自治体を支援できるよう、派遣の判断基準や優先順位、派遣職員を支える体制を整理します。

【具体的な取組】

- 市内の被害状況や必要人員を踏まえた職員派遣の判断基準及び優先順位の明確化
- 派遣職員の選定、交代、引継ぎ及び後方支援に係る手順の整理
- 派遣職員と本市の支援本部との情報共有体制の構築

（6）災害対応の経験と教訓の継承

今回の災害対応では、平成 28 年熊本地震を経験した職員の知識や判断が、被害状況の見極め、対応の優先順位、応援要請の判断などに生かされました。

一方、こうした判断には、文書化された手順だけでなく、過去の経験を通じて培われた知識も含まれています。職員の異動や世代交代が進む中でも災害対応力を維持するためには、個人の経験や知識を記録し、組織全体で共有・継承する必要があります。

また、何が起き、何を行ったかだけでなく、どのような情報を基に、なぜその対応や優先順位を選んだのかという判断過程を残すことが重要です。

このため、今回の対応経過や判断過程を記録するとともに、経験職員の知識を研修や訓練に活用し、次の災害対応を担う職員を組織的に育成します。

【具体的な取組】

- 災害対応の経過、判断過程及び教訓を記録した事例集の作成
- 災害対応を経験した職員による「かたりべ研修」の実施
- 検証結果を踏まえた上下水道 BCP 及び各種マニュアルの見直し
- 実践的な研修・訓練を通じた災害対応人材の育成

4 災害対応を支えた「つながり」

今回の災害対応では、国、県、他都市、関係団体及び民間事業者との連携が、応急給水、被害調査、応急復旧などを円滑に進める大きな力となりました。この経験を通じて、災害対応は一つの自治体だけで完結するものではなく、多くの関係者による相互支援のネットワークに支えられていることを改めて認識しました。

こうした相互支援を災害時に確実に機能させるためには、制度や協定を整えるだけでなく、平時から情報交換や訓練を重ね、関係者が互いの役割や対応方法を理解しておくことが重要です。
今後も、関係機関との情報交換や合同訓練、被災地への職員派遣などを通じて、平時からの信頼関係の構築と連携の強化を図ります。

こうした取組により、多様な主体がそれぞれの強みを生かし、災害時に迅速かつ円滑に連携できる相互支援のネットワークの強化を図ります。

第６章　計画の推進

本計画に掲げる取組を着実に実施するため、進捗管理、財源の確保及び関連計画への反映を行います。

１　進捗管理

毎年度、成果指標及びロードマップに基づき、各取組の進捗状況を確認します。

進捗に遅れが生じた場合は、その原因を検証し、必要に応じて施策の優先順位や実施方法を見直します。

２　財源の確保

国庫補助金や企業債などを活用し、必要な財源の確保に努めます。

また、中長期的な財政見通しを踏まえ、限られた財源を効果的に活用しながら、計画的に事業を実施します。

３　関連計画への反映

本計画の期間終了後も継続する施策は、「熊本市上下水道事業経営戦略」や関連する各種計画に位置付け、継続的に取り組みます。

また、災害対応の検証結果を踏まえ、上下水道 BCP や各種マニュアルを見直すとともに、訓練内容の充実を図り、災害対応力の向上につなげます。

4 ロードマップ

本計画に掲げる復旧・復興の取組について、実施時期及び完了目標を次のとおり示します。

なお、令和 10 年度以降も継続する取組については、令和 9 年度に見直す「熊本市上下水道事業経営戦略」や関連する各種計画に位置付け、計画的に実施します。

【復旧】

項目	R8	R9
水道の復旧		
被災した水道施設の復旧	→	→
被災した水道管路の復旧	→	
下水道の復旧		
被災した下水道施設の復旧	→	→
被災した下水道管路の復旧	→	

【復興】

項目	R8	R9	R10～
水道の復興			
基幹管路及び重要給水施設管路の更新・耐震化	→	→	→
老朽化した施設・管路の計画的な更新	→	→	→
水融通管及び補給管の整備	→	→	→
非常用発電設備の整備・更新	→	→	→
災害対策用貯水施設の維持管理	→	→	→
給水拠点機能の維持・強化	→	→	→
下水道の復興			
避難所などの重要施設につながる管路の耐震化	→	→	→
浄化センター及びポンプ場の耐震化	→	→	→
老朽化した施設・管路の計画的な更新	→	→	→
応急復旧用資機材の配備・備蓄	→	→	→
非常用発電設備の整備・更新	→	→	→
マンホールトイレの整備	→	→	→

【災害対応力の強化】

項目	R8	R9	R10～
災害対応力の強化			
応急給水体制の強化	→	→	→
マンホールトイレの運用体制の強化	→	→	→
情報の収集・共有・発信体制の強化	→	→	→
受援体制の強化	→	→	→
市内の災害対応と被災自治体への支援の両立	→	→	→
災害対応の経験と教訓の継承	→	→	→

終章　持続可能な上下水道を未来へ

上下水道は、市民生活と都市活動を支える重要なライフラインです。その役割を将来にわたって果たすため、災害への備えを強化するとともに、人口減少や施設の老朽化など、事業を取り巻く環境の変化にも対応していく必要があります。

上下水道局は、本計画に基づく復旧・復興を着実に進めるとともに、市民、地域、事業者、関係機関及び他都市との連携を強化します。

そして、二度の熊本地震とその災害対応から得られた経験と教訓を今後の備えに生かし、将来にわたって安全で安定した上下水道サービスを提供できるよう、災害に強く持続可能な上下水道を次の世代へ着実に引き継いでいきます。